平成２５年第４回大仙市教育委員会定例会会議録

平成２５年第４回大仙市教育委員会定例会を平成２５年４月２３日（火）午後２時から大仙市立大曲図書館３階視聴覚室において開催した。

出席委員

１番委員　後　藤　眞　暎
２番委員　三　浦　憲　一
３番委員　鈴　木　直　樹
４番委員　佐々木　フミ子
５番委員　物　部　長　仁
６番委員　富　樫　佳　典

説明員

教育指導部長	小笠原　晃
生涯学習部長	佐　藤　裕　康
教育総務課長	佐　藤　彰　洋
教育指導課長	千　田　寿　彦
教育研究所長	須　田　百合子
生涯学習課長	山　谷　喜　元
文化財保護課長	細　川　良　隆
スポーツ振興課参事	伊　藤　優　俊
学校給食総合センター所長	鈴　木　喜　一
総合図書館長	邑　山　兼　光
総合市民会館長	羽根川　和　雄
花館公民館長	千　葉　伸　夫
神岡中央公民館長	石　山　雄　康
西仙北中央公民館長	三　浦　廣　一
中仙公民館主幹	澤　田　優
協和公民館主幹	佐々木　春　美
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	小　松　徹
太田公民館長	小　松　孝　勝

書記

教育総務課参事	大　河　洋　子
教育総務課主幹	田　口　広　龍

４　付議案件

(1)　議案第17号　平成２４年度大仙市一般会計補正予算（第１２号）案に関する臨時代理について（教育指導課）

(2)　議案第18号　奨学資金運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理について（教育総務課）

(3)　議案第19号　教育アドバイザーの任命に関する臨時代理について（教育指導課）

(4)　議案第20号　社会教育指導員の委嘱に関する臨時代理について（生涯学習課）

(5)　議案第21号　社会教育委員兼大仙市公民館運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理について(生涯学習課)

(6)　議案第22号　公民館運営協力委員の委嘱に関する臨時代理について（生涯学習課）

(7)　議案第23号　大仙市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理について(総合図書館)

(8)　議案第24号　大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱に関する臨時代理について（総合市民会館）

(9)　議案第25号　大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱に関する臨時代理について（総合市民会館）

(10)　議案第26号　大仙市文化財保護審議会委員の任命に関する臨時代理について（文化財保護課）

(11)　議案第27号　スポーツ推進委員の委嘱に関する臨時代理について（スポーツ振興課）

(12)　議案第28号　平成２５年度大仙市一般会計補正予算（第１号）案に関する臨時代理について（各課）

(13)　議案第29号　平成２５年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）案に関する臨時代理について（学校給食総合センター・教育総務課）

物部委員長
（開会の挨拶）
（書記の指名）
（前回会議録を承認することについて、会議に諮り、承認された。）
次第３番、教育長報告に入らせていただきます。三浦教育長、お願いします。

三浦教育長
（資料により教育長報告を行った。）

物部委員長
続いて、各課、所、公民館から行事報告をしていただきます。

各課・所・館長
（資料により教育委員会各部署から事業報告、行事報告を行った。）

物部委員長
ありがとうございました。以上、教育長報告をしていただきました。
このことについて、委員の皆様から御質問等ございましたらお願いします。

鈴木委員
今日はたくさん議案があるようですので、お答えは簡潔で結構です。気になった点を２、３お伝えしたいと思います。大仙市の観光協会が合併しまして観光物産連盟という組織になりました。地域で行われておりましたいろいろなイベントを一つの組織として取り組むことになると思いますので、当然、市としても関わっていくことになるわけです。その担当が教育委員会のどこなのかは分かりませんが、公民館あるいは文化財保護課なのか、いずれにしましても、早いうちにお話合いをする必要があるのではないかと考えます。
次に、中仙地域では「鏡」が多く発見されておりまして、文化財としても非常に価値が高いと聞いています。これは、地域に藤田先生という文化財に大変詳しい方がおりまして、その方が文化財について紹介したり発信してくださることから、その価値が分かり後世に残すことができるものと考えております。教育委員会では、市内の各分野の著名な方の名簿のようなものは作成しているのでしょうか。
最後は、スポーツ少年団への対応について伺います。年度当初でスポーツ少年団の指導者が変わる場合もあるかと思いますので、教育委員会として、改めて指導や統一した資料を配布するような対応はしているのでしょうか。
以上３点についてお伺いします。

物部委員長
ただいまの質問３点について、まずは文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課長
御質問の１点目ですが、現在市役所の業務は、それぞれの分野ごとに事務分掌を定めて

おり業務を遂行しております。私ども教育委員会の文化財保護課では、文化財の保護に関する業務を担当しております。当然、市の観光物産担当であります農林商工部の商工観光課とは、これまでも情報を共有し連携をとっておりますが、なお一層、丁寧に連携を図りながら事業を進めてまいりたいと思います。

２点目の御質問ですが、県の文化財保護協会の副会長などを務められた藤田秀治先生の実績には、文化財保護課としても敬意の念をもっております。委員のおっしゃるとおり、市としても藤田先生のような在野の方々を把握し、文化行政へ御協力をいただくことは重要であると思われますので、現在市としての各分野の名簿は作成されておりませんが、人材バンクのような形で登録していただくことも検討していきたいと思います。私からは以上です。

生涯学習課長

各地域に文化財保護協会や史談会がございますので、何かある場合は、その会員の皆様からの助言や、活動支援を通してその都度対応している状況であります。

物部委員長

鈴木委員、よろしいでしょうか。

３点目の質問については、スポーツ振興課長からお願いします。

スポーツ振興課参事

スポーツ少年団への対応につきましては、組織の関係上、教育委員会名ではなくスポ少本部長名で本部会等を開催し、何かあった場合は事実確認や注意喚起をしております。

二つ目として、指導に当たっては、指導者として配慮すべき事項を記した資料を配布して統一を図っております。

三つ目は、認定指導者の再研修を秋田県では初めて、市独自に義務化して再発防止に努めているところでございます。

生涯学習部長

スポーツ少年団の活動につきましては、保護者の方が力を入れすぎてヒートアップしてしまう場合もあります。気持ちは十分に理解できるのですが、保護者と指導者に対しましては十分にお願いをしたところであります。

物部委員長

よろしいでしょうか。ほかに、ございませんか。

富樫委員

ただいまのスポ少の件ですが、やはり子どもに関わることでありますので、保護者と指導者との連携が一番大事なことだと考えますが、何かあった時には学校も入って見守っていくような体制も必要だと思いますので、よろしくお願いします。

三浦教育長

スポ少の指導については、社会体育ということでもう学校を離れておりまして、地域の指導者と保護者に頑張っていただいております。

物部委員長
よろしいでしょうか。ほかに、ございませんか。

委員　なし

物部委員長
次に、４番の付議案件に入ります。
議案第１７号平成２４年度大仙市一般会計補正予算（第１２号）案に関する臨時代理について、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長
８ページを御覧ください。
議案第１７号平成２４年大仙市一般会計補正予算（第１２号）案に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
資料９ページから１１ページになります。
本案は、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、平成２４年大仙市一般会計補正予算（第１２号）案について臨時代理として事務処理しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
（資料により説明を行った。）

物部委員長
このことについて、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いします。

委員　なし

物部委員長
ないようですので、議案第１７号平成２４年度大仙市一般会計補正予算（第１２号）案に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。
次に、議案第１８号奨学資金運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理について、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
議案第１８号奨学資金運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
資料１２ページ及び１４ページになります。
はじめに、１２ページですが、本案は、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、別紙のとおり臨時代理として事務処理しました

ので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
　次に、１３ページをお開きください。臨時代理として事務処理した内容ですが、奨学資金運営審議会委員の任期が、平成２５年３月３１日をもって満了したことから、教育長が臨時代理として、同年４月１日付けで奨学資金運営協議会委員に委嘱したものでございます。
　１４ページは、委員の一覧であります。
　１番の青池委員、２番の太田委員は有識者で再任であります。３番の佐々木由美子さんは新任で神岡地域の方で小学生、中学生のＰＴＡであります。４番から７番は中学校長であります。輪番制で委嘱しており今回は西仙北中学校、南外中学校、大曲西中学校、中仙中学校の４校であります。８番から１１番は高等学校長であります。８番、９番の大曲高等学校阿部校長と大曲農業高等学校矢田部校長は再任でありますが、１０番大曲工業高等学校草薙校長と、１１番西仙北高等学校工藤校長は人事異動で就任されたため新任となります。
　以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　このことについて、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いします。

委員　なし

物部委員長
　ないようですので、議案第１８号奨学資金運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理については、承認することといたします。
　続きまして、議案第１９号教育アドバイザーの任命に関する臨時代理について、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長
　議案第１９号教育アドバイザーの任命に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
　資料の１５ページ及び１６ページになります。
　前回の定例会において、大仙市教育アドバイザー設置規則を制定することについて御承認いただきました。
　本案は、この規則及び大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時代理として前仙北中学校長「泉　寅雄氏」を平成２５年４月１日付けで教育アドバイザーに任命しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
　以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　このことについて、皆様から質問等はございませんか。

委員　なし

物部委員長
　議案第１９号教育アドバイザーの任命に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。
　次に、議案第２０号社会教育指導員の委嘱に関する臨時代理について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長
　議案第２０号社会教育指導員の委嘱に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
　資料の１７ページから１８ページになります。
　本案は、社会教育指導員の任期が、平成２５年３月３１日をもって満了したことから、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時代理として、同年４月１日付けで「枝川宏子氏」を社会教育指導員に委嘱しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
　なお、枝川氏は、３月まで中仙小学校長として勤務しており、今後大仙市の社会教育に関する学習相談と社会教育関係団体の運営に関する助言、育成について御指導いただくこととしております。特に、生涯学習情報誌「こすもす」の編集については、前任の荒川淑子先生に代わって担当していただきます。
　以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
　ないようですので、議案第２０号社会教育指導員の委嘱に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。
　続いて、議案第２１号社会教育委員兼大仙市公民館運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長
　議案第２１号社会教育委員兼大仙市公民館審議会委員の委嘱に関する臨時代理について御説明申し上げます。資料の１９ページから２１ページになります。
　本案は、社会教育委員兼公民館審議会委員の任期が、平成２５年３月３１日をもって満了したことから、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時代理として、同年４月１日付けで別紙の方々を社会教育委員兼大仙市公民館審議会委員に委嘱しましたので､同条第２項の規定によりこれを報告し、

承認を求めるものであります。
　なお、委員につきましては、各地域から推薦された方々であります。
　新任の方々は、１番渡邊様、５番小林様、６番佐藤様、９番小松様、１３番高見様の５名であります。
　以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
　ないようですので、議案第２１号社会教育委員兼大仙市公民館運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。
　続いて、議案第２２号公民館運営協力委員の委嘱に関する臨時代理について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長
　議案第２２号公民館運営協力委員の委嘱に関する臨時代理について、御説明申し上げます。資料の２２ページから２６ページになります。
　本案は、公民館運営協力委員の任期が、平成２５年３月３１日をもって満了したことから、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時代理として、同年４月１日付けで別紙の方々を公民館運営協力委員に委嘱しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
　なお、委員につきましては、各地域の公民館から推薦された方々であります。新任の方々は合計で３３名となっております。
　以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
　ないようですので、議案第２２号公民館運営協力委員の委嘱に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。
　続いて、議案第２３号大仙市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理について、総合図書館長、お願いします。

総合図書館長
　議案第２３号大仙市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
　本案は、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、大仙市立図書館協議会委員の任命について臨時代理として事務処理しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
　内容につきましては、前回第３回教育委員会定例会において、大仙市立図書館協議会の委員の任命についてご承認をいただきましたが、このうち、南外中学校校長の「九嶋正明」氏が教職員の定期人事異動により市外に転出されたことから、代わりに平成２５年４月１日付けで大曲西中学校教諭の「市川真喜子」氏を任命したものであります。
　以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
　ないようですので、議案第２３号大仙市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。
　続いて、議案第２４号大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱に関する臨時代理について、総合市民会館館長、お願いします。

総合市民会館長
　議案第２４号大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
　本案は、大仙市市民会館運営連絡協議会委員の任期が、平成２５年３月３１日をもって満了したことから、教育長が臨時代理として同年４月１日付けで別紙の方々を大仙市市民会館等運営連絡協議会委員に委嘱いたしましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。
　なお、委員につきましては全て再任の方々であります。

物部委員長
　このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
　議案第２４号大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。

物部委員長
　続きまして、議案第２５号大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱に関する臨時代理について、総合市民会館館長、お願いします。

総合市民会館長
　議案第２５号大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
　大仙市市民会館運営連絡協議会専門委員会委員でございますが、別紙の６名の方々に委嘱いたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。
　なお、委員につきましては全て再任の方々であります。
　以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
　ないようですので、議案第２５号大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。
　続きまして、議案第２６号大仙市文化財保護審議会委員の任命に関する臨時代理について、文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課長
　議案第２６号大仙市文化財保護審議会委員の任命に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
　資料の３５ページとなります。
　本案は、大仙市文化財保護審議会の委員の任期が平成２５年３月３１日をもって満了したことから、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時代理として、同年４月１日付けで別紙の方々を大仙市文化財保護審議会委員に任命しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
　大仙市の文化財保護審議会は条例によりまして、２０人以内で組織し、任期は２年となっております。
　今回、任命はこれまでと同じ人数で１０人の方にお願いするものでありますが、前会長の鎌田重光さんが昨年８月にお亡くなりになったこと、更に合併以来、委員をお願いしてきた大曲地域の池田光（ひろし）さんが御勇退されたことを受け、新任として藤原千佳子さんと沢田亨（すすむ）さんのお２人に、ほかの８人の方々につきましては再任という任命となっております。

新任となる藤原千佳子さんは、大曲花館の方であり、合併前の旧角館町の職員として文化財課や平福記念美術館に永くお勤めになられ、文化財保護や美術に関して大変バランスのとれた感覚をお持ちの方であります。
また、秋田公立美術大学教授の沢田亨先生は、大仙市合併当初には文化財保護審議会の委員を２年間お願いしたことがありますが、このたび再度、建築史学の面で御指導をいただきたいと考えての任命となります。
以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
ないようですので、議案第２６号大仙市文化財保護審議会委員の任命に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。
続いて、議案第２７号スポーツ推進委員の委嘱に関する臨時代理について、スポーツ振興課長、お願いします。

スポーツ振興課参事
議案第２７号スポーツ推進委員の委嘱に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
資料３８ページ及び３９ページになります。
本案は、スポーツ行政のコーディネーター役とされる、スポーツ推進委員の任期が平成２５年３月３１日をもって満了したことから、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時代理として、同年４月１日付で別紙の方々をスポーツ推進委員に委嘱しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
委嘱に当たりましては、新任６名、再任４８名の計５４名を委嘱し、うち女性委員は１９名で３５．２％を占めており、平成２１年度から目標値としておりました女性委員率３５％を達成しております。
以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
ないようですので、議案第２７号スポーツ推進委員の委嘱に関する臨時代理については、

このとおり承認することといたします。
　続いて、議案第２８号平成２５年度大仙市一般会計補正予算（第１号）案に関する臨時代理について、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　議案第２８号平成２５年度大仙市一般会計補正予算（第１号）案に関する臨時代理について、御説明申し上げます。
　はじめに、４３ページですが、本案は、教育予算その他議会の議決を経る議案についての意見の申出に関しては、教育委員会の議決を経なければならないが、緊急に処理する必要があり、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、別紙のとおり臨時代理として事務処理しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
　（資料により説明を行った。）

物部委員長
　このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
　次に、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長
　（資料により説明を行った。）

物部委員長
　次に、文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課長
　（資料により説明を行った。）

物部委員長
　次にスポーツ振興課長、お願いします。

スポーツ振興課参事
　（資料により説明を行った。）

物部委員長
　ただいま各課から御説明いただきました。
　このことについて、御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
　ないようですので、議案第２８号平成２５年度大仙市一般会計補正予算（第１号）案に関する臨時代理については、承認することといたします。
　続きまして、議案第２９号平成２５年度大仙市学校給食特別会計補正予算（第１号）案に関する臨時代理について、学校給食総合センター所長、お願いします。

学校給食総合センター所長
　議案第２９号平成２５年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）案に関する臨時代理について、御説明申し上げます。５１ページをご覧ください。
　本案は、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、平成２５年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）について別紙のとおり臨時代理として事務処理しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
　（資料により説明を行った。）

物部委員長
　次に、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　続きまして、教育総務課所管の事業説明書についてご説明申し上げます。
　（資料により説明を行った。）

物部委員長
　このことについて、何か御質問等ございませんか。

委員　なし

物部委員長
　それでは、議案第２９号平成２５年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）案に関する臨時代理については、このとおり承認することといたします。
　次第５のその他に入ります。
　スポーツ振興課長、お願いします。

スポーツ振興課参事
　チャレンジデーについて、少し説明させていただきます。
　チャレンジデーは、スポーツを通じた健康づくりや地域の活性化を目的に、毎年５月の最終水曜日に世界的に開催されるイベントであります。今年は５月２９日が実施日となっておりまして、人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前０時から午後９時までの間に１５分間以上継続し運動やスポーツをした住民の参加率を競う、というものであります。

参加対象者は全市民ですが、市外からの観光客や買い物客でも参加できます。
対戦に負けた場合には、教育長報告にあったようにユニークなルールにも特徴があります。
対戦相手は、戊辰戦争が縁で仙北市とは姉妹都市提携を結んでいる長崎県大村市でありまして、旧池田氏庭園や千秋公園の造園・設計を手がけた「長岡安平」の出身地でもあり、本市とも関わりがある自治体であります。
対象となる運動やスポーツは、農作業、ゴミ拾い、買い物ウォーク、赤ちゃんのハイハイなどでも良く、できるだけ多くの市民の皆様に参加していただけるよう、また、地域活性化のきっかけ作りとなるようＰＲしてまいります。以上です。

物部委員長
次に、学校給食総合センター所長、お願いします。

学校給食総合センター所長
西部学校給食センター建設計画について御説明申し上げます。右上のナンバー順に説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
ナンバー１を御覧ください。建築計画の基本コンセプトについて説明いたします。
１点目は、安全・安心な給食として、子どもたちの心と体が健やかに育つために、安全でおいしい給食が提供できる施設を作ります。そのためには、衛生管理の徹底、特に、職員エリアと一般・見学者エリアを明確に区分することで、施設内での調理従事者と来客の交差の無いよう衛生管理を徹底した動線計画とします。さらに、アレルギー対応室を整備し、きめ細やかな個人対応が行える安全な計画とします。
２点目は、食育学習の場として、学校給食センターは、児童生徒と給食を結びつける大切な場であると考えます。食育を通した貴重な学習の場となるよう見学スペースを設け、自分たちの食事がどのように調理されているかを見学することで食事の大切さを学ぶことができる計画とします。
３点目は、働く人にやさしい厨房として、ハサップの概念に基づいた学校給食施設にするとともに、安全で使いやすく、作業負担を軽減する調理機器等を導入し、作業ストレスの軽減、温度管理を容易に行うことが可能となり、快適な作業環境を作り出します。
４点目として、ライフサイクルコストの削減については、イニシャルコスト・ランニングコストを含めた長期的なコスト（ライフサイクルコスト）を削減できるシステムを導入します。
５点目は、災害時の炊き出し拠点として東日本大震災において、学校給食センターが重要な炊き出し拠点として稼働しました。本施設においても、「災害時には食の供給の場」となるように重油を燃料とする自家発電機を備えた災害時に稼働できる施設として計画します。
６点目、環境に配慮した施設づくりとして太陽光発電パネルを設置し、日中の消費電力の削減をします。（１５キロワットを事務室等の電気料に向けます）
次のページのナンバー２計画概要ですが、敷地面積は４，５８４㎡であります。建築計画についてですが、給食センターはＳ造（鉄骨造）２階建て、車庫、渡り廊下を含み総延床面積 1,517.27㎡、 周辺概要ですが、本建設地は西仙北中学校敷地内校舎棟・体育館棟

があるエリアの東側エリアです。

次ページのナンバー３立面計画としては、周辺建物と調和した立面・色彩計画とし、西仙北中学校の校舎・体育館と調和したシンプルなデザインを心がけます。

次に、地域に開かれた給食センターとして、センター正面２階に地域住民や児童生徒が来訪する食育研修室を設け、ガラスを多用した開放的な空間とし、地域に開かれた給食センターを表現します。下の立面図の方角に誤りがありましたので訂正させていただきます。先日の所管事務調査での資料が東側立面図となっていましたが、南東側が正しいものであります。

次ページのナンバー４全体配置図ですが、計画建物が給食センターの建設場所、渡り廊下で西仙北中学校へ給食を運搬します。右下の北側を示すＮの方角ですが、先日の所管事務調査での資料は時計で言うと１１時の方角でしたが、正しくは今回の資料に訂正させていただきます。

次ページのナンバー５平面計画（１階）ですが、ハサップ概念に対応した衛生区分とし、汚染・非汚染の衛生区分を明確にし、食材のスムーズな流れと、調理人の作業動線に配慮します。一般（来客者）エリアは、ピンク色から、身体障害者等はスロープを使って入ります。調理従事者用エリアは青で囲んだところから入ります。

次ページのナンバー６の平面計画２階ですが、食育に貢献できる空間として、調理作業の見学や調理実習、展示等通じて「食」について体験・学習できる空間を計画します。ピンク部分が一般エリア、青でくくった部分が調理従事者用エリアです。食育研修、会議室用として４０席分を計画します。

次ページのナンバー７衛生区画図として、汚染作業区域、非汚染作業区域を設けます。黄色の部分が汚染作業区域、青色の部分が非汚染作業区域です。汚染作業区域は泥やほこりなどの異物が付着している食品を取り扱う場所です。汚染作業区域と非汚染作業区域を学校給食従事者が往来すると、汚染が非汚染作業区域に持ち込まれ、食中毒の原因にもなりかねません。汚染作業区域と非汚染作業区域の境には調理台、移動台、カウンター、パスツルー冷蔵庫等を設け、食品のみを移動させることが必要です。

次ページのナンバー８調理作業動線図ですが、右上の食材受入口から検収前室を通り検収室へそれぞれの食材ごとに冷凍・冷蔵へ、そして下処理室へ、食材によって上処理、焼き物・揚げ物・煮炊き・炒め・和え物調理へ出来上がってから配膳、食缶積み込み、配送の流れです。

（ナンバー９工事費比較表（設計額）及びナンバー１０西部学校給食センター建設事業費一覧について、説明）

次ページのナンバー１１建設工程表についてですが、設計について平成２５年度は、４月補正で実施設計予算の承認をいただきまして、５月上旬に契約し、成果品を９月頃までと予定しております。設計監理・工事監理費につきましては、９月補正で予算要求を予定し、１１月末に起工、１２月に契約をして平成２６年１２月頃までを予定しております。建設工事費については、太陽光設備工事費を除き９月補正要求、本体工事建設受託業者と１１月に仮契約し、１２月議会での本契約となりまして、工期を平成２６年１２月頃までといたします。太陽光設備工事の予算については、平成２６年６月補正要求を予定しており、工期は１２月頃までとしております。配送車等の備品につきましても、平成２６年６月補正で予算要求し、納品は１２月頃までの予定であります。

また、調理員の訓練は、１月から３月までの３か月を予定しております。
以上、説明を終わりますが、何卒、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

物部委員長
次に、教育研究所所長、お願いします。

教育研究所長
今年も学校訪問を実施いたします。委員の皆様には御多忙のことと思いますが、御協力をよろしくお願いいたします。日程につきましては、改めまして御連絡させていただきます。

物部委員長
ほかにございませんか。教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
次回の定例会につきましては、５月２４日金曜日午後１時３０分を予定しております。場所は図書館３階視聴覚室で行います。よろしくお願いいたします。

物部委員長
委員の皆様、御都合はよろしいでしょうか。

委員　はい。

物部委員長
皆様方、本日は、年度当初のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。平成２５年度のスタートにあたり、皆様方には昨年同様、どうか大仙市の教育発展のため、それぞれのお仕事の分野で御尽力くださいますようお願い申し上げます。
本日の委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。

閉会時間　午後５時１１分